



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 エレコム株式会社
代 表 者 名 取締役社長 葉田 順治
(コード番号 : 6750 東証一部)
問 合 せ 先 業務統括部 部長代理 中島 洋
電 話 番 号 06-6229-1418

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 30 回定時株主総会において承認可決されました「取締役の報酬等及びストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、同日平成 27 年 6 月 26 日開催の取締役会において、新株予約権の募集事項の決定をし、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社及び当社の子会社の取締役（当社社外取締役を除く。）及び従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

なお、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の名称

エレコム株式会社第 3 回新株予約権

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の割当日

平成 27 年 8 月 6 日

5. 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	4 名	200 個	当社従業員	162 名	1,201 個
当社子会社取締役	2 名	40 個	当社子会社従業員	43 名	320 個

なお、割当対象者に支配株主はございません。

6. 新株予約権の行使請求受付場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権行使請求の受付場所

業務統括部

(またはその時々における当該業務担当部署)

(2) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店 大阪市北区堂島浜1丁目1-5
(またはその時々における当該銀行の継承銀行もしくは当該支店の継承部店)

7. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 176,100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

1,761個とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を

行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 8 月 7 日から平成 31 年 8 月 6 日とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い、算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

③ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の 1 単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。

④ その他新株予約権の行使の条件は、第 30 回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

① 新株予約権者が上記 (6) による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法、及び新株予約権の公正価額の算定方法

- ① 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権 1 個当たりの公正な評価額に、新株予約権の割当日に存在する当社の取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。
- ② 新株予約権 1 個当たりの公正価額は、割当日における諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストックオプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとする。

(12) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを上記「新株予約権行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- ② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第 281 条第 1 項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使に際する払込取扱場所」の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(13) 新株予約権の効力発生時期

- ① 新株予約権を行使した新株予約権者は、適法法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
- ② 当社は、行使手続き終了後、直ちに、新株予約権者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、当該新株予約権の目的である株式を発行または移転する。

(ご参考) 定時株主総会付議のための取締役会 平成 27 年 5 月 18 日
定時株主総会の決議日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上